神戸市重度障害者等就労支援特別事業(地域生活支援事業)の開始について

1. 目的

重度障害者等の通勤や職場等における支援を行うことによる就労機会の拡大

2. 事業開始日

令和4年2月1日

3. 対象者

以下の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかのサービス及び計画相談支援の支給決定を受けている者等。
- ② 民間企業に雇用されている、又は、自営業を営んでおり(個人事業の開業届出を行っている者又は法人の代表者等)、就労の継続のために本事業の必要性が見込まれること。**
- ③ 1週間の所定労働時間が10時間以上であること。
- ※ 就労継続支援A型事業所、公務員や議員等の公務部門で雇用等される者等は除く。

4. 支援内容

(1) 支援対象範囲

通勤支援及び職場等における支援。

<民間企業で雇用されている方の場合>

業務に関連する支援(文書の作成・朗読や機器の操作等)については、雇用主である企業が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「JEED」という。)の助成金を活用していただきます。

また、対象者が就労を継続するうえで必要不可欠な支援(喀痰吸引や体位の変換、安全確保のための見守り、移動の介護等)について、本市が必要と認める場合に本事業で支援を行います(重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援に要する費用を助成)。

<自営業者の方の場合>

自営業者として働く場合、JEED の助成金の対象とならないため、1 箇月目から本事業単独で支援を行います (重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援に要する費用を助成)。

(1) サービス提供事業者

サービス提供(ヘルパーの派遣)を行う事業者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行っている指定障害福祉サービスを行う事業者となります。

(2) 支給量上限(1箇月の原則上限時間)

- ・重度訪問介護の支給決定を受けている方: 120 時間
- ・同行援護・行動援護の支給決定を受けている方: 80 時間

(3) 利用者負担

サービス利用に要した費用の1割(重度訪問介護等の支給決定時と同額の上限額あり。市 民税非課税世帯は負担なし。)

重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について | 冷和2年6月19日厚労省からの説明資料①抜粋

令和2年度から、通勤や職場等における支援に取り組む意欲的な企業や自治体を支援するため、雇用施策と福祉施策が連携し、次の取組を実施。

- ・雇用する重度障害者等のために職場介助者・通勤援助者を委嘱(重度訪問介護等事業者に委嘱した場合に限る。)した企業に対し、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 において、その費用の一部を助成 (雇用施策: 障害者雇用納付金制度に基づく助成金)
- ・自営等や企業で働く重度障害者等に対して、市町村から重度訪問介護等事業者を通じ、通勤や職場等における支援を実施(福祉施策:地域生活支援事業)

用

① 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 (障害者雇用納付金制度に基づく助成金)

- 助成対象・・障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱に係る費用
- 助成率・・4/5(中小事業主は9/10) 限度額・・障害者1人につき、月13.3万円まで(中小事業主は、月15万円まで)
- 支給期間 (上限)・・開始から年度末
- (2) 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金 (障害者雇用納付金制度に基づ(助成金)
- 助成対象・・障害者の通勤を容易にするための通勤援助者の委嘱に係る費用
- 助成率・・4/5(中小事業主は9/10) 限度額・・障害者1人につき、月7.4万円まで(中小事業主は、月8.4万円まで)
- 支給期間(上限)・・3月間(~年度末)

祉 施

③ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(地域生活支援事業(市町村任意事業))

- 企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として 働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援
- 実施主体··市町村等(補助率: 国 50/100以内、都道府県 25/100以内)

共通事項

<対象者>

- ・重度訪問介護
- の利用者 ・同行援護
- ・行動援護

<支援体制>

- · 重度訪問介護 ~
- サービス事業者 ・同行援護
- · 行動援護

<支援内容>

・重度障害者等が通勤や職場等におい て必要な支援の提供に係る支援

<連携のイメージ>



- ※1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援(3ヶ月まで)に加えて、③ これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以 降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせて一体的に支援。
- ※2 自営業者等(Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外 の者)であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、 (3) 通勤や職場等における支援について、地域生活支援事業により支援。

